

# 小樽市長寿企業表彰要綱

制定 令和4年6月14日

改正 令和4年8月1日

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、市内事業者の事業の継続及び発展に対する意欲向上を促すとともに、長きにわたり本市の経済発展に貢献してきた市内事業者に対する市民の関心を喚起することにより、市内産業の振興と発展に寄与することを目的として、市内で100年以上存続する老舗企業を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の対象)

**第2条** 表彰は、次に掲げる要件を備える者に対して行う。

- (1) 令和4年8月1日（以下「基準日」という。）現在、小樽市内で100年以上継続して主たる事業所を有する者であること。
  - (2) 基準日現在、小樽市内で100年以上継続して営業をしている者又はこれと同等の業歴を有する者であること。
  - (3) 個人事業主若しくは別表第1に該当する法人又は組合等（以下「企業等」という。）であること。
- 2** 第1項第1号の規定における主たる事業所とは、本社、本店及び主要な工場等の企業等の営業上の基幹となる重要な施設として実行委員長が認める施設とする。
- 3** 第1項第2号の規定におけるこれと同等の業歴を有する者とは、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 現在の個人事業主又は法人の経営形態（以下経営形態という。）の営業年数に、変更前の経営形態の営業年数を加えた営業の総年数が100年以上となる者
  - (2) 商号、商標又はのれんなどの継承を伴う事業の承継があり、創業から100年以上継続している同一の老舗店舗等を営業していると実行委員長が認める者
  - (3) 法人又は組合の再編（承継、合併又は分割等）の前後の期間を加えると営業の総年数が100年以上となり、かつ再編の前後で営業の重要部分が同一性を保ったまま継続されているものと実行委員長が認める者
  - (4) 戦争又は戦後の混乱のため昭和12年以降営業を休止し、又は合併したことにより中断した期間を中断しなかったものとみなすと、営業の総年数が100年以上となる者
  - (5) 前各号に準じるものとして実行委員長が認める者
- 4** 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号から第6号までのいずれかの規定に該当する者
  - (2) 別表第2に定める業種を営む者
  - (3) 営業の継続等に関し訴訟その他の紛争の当事者となっている者
  - (4) 法令違反又は公害発生等の社会通念上、表彰にふさわしくない事実があると実行委員長が認める者

## (表彰の申請)

**第3条** 小樽市長寿企業表彰を申請する者は、小樽市長寿企業表彰申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて実行委員長に提出するものとする。

- (1) 小樽市長寿企業表彰申請に係る誓約書（様式第2号）
- (2) その他実行委員長が必要と認める書類

**（被表彰者の決定）**

**第4条** 実行委員長は、第1条の規定による表彰について、前条の規定により申請のあった内容を審査するほか、表彰にふさわしくない事由の有無等を勘案し、被表彰者を決定する。

**（表彰の時期と方法）**

**第5条** 表彰の時期と方法は、実行委員長が定める。

**（表彰の取消し）**

**第6条** 第3条の規定により提出された申請書に虚偽の記載があり、申請者が本来表彰すべき者でないことが明らかになった場合は、実行委員長は、表彰を取消し、表彰楯等の返還及び費用の弁償を命ずることができるものとする。

**（委任）**

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）  
（令和4年8月1日一部改正）

法人の分類	具体的な法人の種類
会社法人	株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社
士業法人	監査法人、特殊業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人
その他の法人	社会福祉法人、医業を主たる事業とする法人（医療法人、財団法人または社団法人）、協同組織金融機関
組合等	下記の組合等（構成員の3分の2以上が別表第2に定める業種を営んでいないものに限る） 中小企業等協同組合、消費生活協同組合（同連合会）、農業協同組合（同連合会）、水産業協同組合、森林組合（同連合会）、生産森林組合、協業組合、商工組合（同連合会）、商店街振興組合（同連合会）、生活衛生同業組合（同連合会）、生活衛生同業小組合、酒造組合（同連合会、同中央会）、酒販組合（同連合会、同中央会）

別表第2（第2条第3項関係）

業種分類	具体的な業種例
飲食業	食事の提供を主目的としないキャバレー、スナック、バー、ナイトクラブ、待合など
サービス業	
興信所	もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査を行う興信所、探偵業など
娯楽業等	性風俗関連、パチンコホール、ビンゴゲーム場・射的場、スロットマシン場（射幸心をそそるもの）、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋、競輪・競馬の競技団体、競輪・競馬の予想業、場外馬券売場、場外車券売場、易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）など
旅館業	モーテル、ラブホテル、ブティックホテルなど
浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業など
民間職業紹介業	芸妓周旋業
インターネット付随サービス業	風営法第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）など
その他宗教等	宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利法人（主たる業種が日本標準産業分類上の「医療・福祉」業に当たるものを除く）、公務など 親睦、啓発、交流又は情報交換を主たる目的とする団体など 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。） 学校法人など